

(その他運営についての留意事項)

- 第 15 条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後 3か月以内
 - (2) 繼続研修 年 1 回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人カリヨン福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。